

## 応募要領

### 第1 事業名

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業

### 第2 事業内容

#### 1 目的及び事業内容

仕様書のとおり。

#### 2 留意事項

(1) 提案に際しては、以下の事項について留意すること。

① 企画提案書には、スケジュール、充当する人員、内容等を詳細に明記すること。

② 最大限の事業効果が得られるように事業予算の配分を工夫すること。

(2) 本事業における人件費の算定に当たっては、仕様書別紙1の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。

(3) 本事業の実施に当たり再委託を行う場合は、事前に農林水産省の承認を得ること。承認を得ない限り再委託を行ってはならない。

(4) 再委託先及び再委託金額については、委託契約書に添付する事業計画書へ記載するよう努めること。一括再委託及び総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の再委託は禁止する。なお、委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託金額が100万円以下である場合には、再委託先及び再委託金額を記載する必要はない。

### 第3 予算限度額

30,000,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

### 第4 応募資格

次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者。

(4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月17日26経第879号大臣官房経理課長通知）に基づく指名停止措置を受けていない者。

(5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類。以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者及び構成員は、上記（1）から（5）の要件に適合している必要があり、契約候補者に決定した場合は規約書等を契約締結前までに提出すること。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

## 第5 契約期間及び契約限度額

契約締結の日から令和9年3月15日（月）までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

## 第6 応募に係る説明会の開催

1 開催日時：令和8年1月30日（金）14時00分

2 開催場所：オンライン形式にて開催

3 説明会への出席を希望する者は、必要事項を添えて令和8年1月29日（木）正午までに以下宛先に電子メールにより申し込むこと。

【必要事項】①所属、役職 ②氏名 ③連絡先（電話番号及びメールアドレス）

【申込先】農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室

メールアドレス：syokubunka/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送付の際は「@」に変更すること。

4 説明会への出席の有無は、第4の応募資格とはしない。

## 第7 参加表明書及び提出書類に関する事項

### 1 参加表明書及び提出書類の作成

参加表明書を、「企画競争参加表明書」（別紙様式第1-1号）により作成し、又は共同事業体での応募の場合は、「企画競争参加表明書（共同事業体）」（別紙様式第1-2号）により作成し、以下の（1）から（7）までの添付書類と併せて提出すること。

#### （1）企画提案書及びこれに付随する以下の書類

① 「評価項目一覧（提案要求事項）」（別紙1）に「提案書頁番号」欄に該当頁を記載すること。

② 過去に食文化を題材としたウェブサイト、動画、記事などのコンテンツ作成やSNSによる情報発信等類似事業の実績があれば、これに関する資料（様式任意）

※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。

### ③ その他参考となる資料

- (2) 積算内訳（別紙様式第2号）（再委託先の内訳を明記すること。）
  - (3) 第4の（3）を証するものとして、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し  
※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。
  - (4) 業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）
  - (5) 民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）。ただし、共同事業体で応募する者は、その代表者のものとする。
  - (6) 民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）。ただし、共同事業体で応募する者は、その代表者のものとする。
  - (7) 男女共同参画等への取組状況がある場合（認定書等の確認ができる書類の写し）
    - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、行動計画）
    - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、行動計画）
    - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）
- ※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。

## 2 提出期限及び提出方法

### （1）提出期限

令和8年2月10日（火）正午必着とする。

### （2）提出方法

上記（1）までに、原則、電子メールに整理番号【071528】を付して提出すること。（詳細は別添のとおり）

電子メール以外で提出する場合は、PDFファイルを電子媒体（CD-R又はDVD-Rとし、ウィルス対策を施すこと。）に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示（ケースは不可）の上、提出すること。

なお、郵便・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

## 3 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドア番号「本135」）

## 4 作成・提出に当たっての注意事項

- (1) 企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。
- (2) 1応募者が提出できる企画提案は1提案までとする。
- (3) 企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について企画提案書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反す

る行為が認められた書類は、無効とする。

## 第8 応募する企画提案（企画提案書）の内容

### 1 事業実施体制

次の点について、担当者数、人員配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等を明記すること。

- (1) 事業の準備に関し、事業実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制
- (2) 事業の準備から実施までの対応体制

再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。

また、再委託には以下の制限があるので留意すること。

【ア】事業の全部を一括して請け負わせてはならない。

【イ】事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を請け負わせてはならない。）

【ウ】再委託の合計金額は委託費の限度額の50%以内としなければならない。

ただし、以下の場合は上記また書き【イ】、【ウ】の制限を適用しないこととする。

【エ】再委託先の業務が海外で行われる場合

【オ】広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

【カ】会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

なお、上記また書き【ウ】の再委託の比率は、上記ただし書き【エ】～【カ】に該当する再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した率とする。

### 2 事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等

事業内容の目的（第2の1）を達成するために必要となる次の専門知識を有している根拠を明記すること。

- (1) 幅広い人脈を有し、かつ多数の関係者を管理・調整する能力を有している根拠
- (2) 展示や情報発信事業を行う能力を有している根拠
- (3) 効果的な事業の組み立てを行う企画力等を有している根拠

### 3 企画提案を求める項目及び具体的な提案

事業内容の目的（第2の1）を達成するため、本事業の概要を踏まえつつ、次の点についてより具体的な企画提案を併せて行うこと。

- 省内展示、ウェブページ・掲載コンテンツ作成及びイベント実施に係る企画概要（仕様書4（1））

### 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、行動計画）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、行動

計画）、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている者である場合は、基準に適合し認定されている者であることを企画提案書に記載すること。

#### 第9 応募要領の配布期間及び場所

- 1 配布期間 令和8年1月26日（月）～同年2月10日（火）  
(行政機関の休日を除く。)
- 2 配布時間 10:00～17:00
- 3 場所 農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドア番号「本135」）  
TEL: 03-6744-7162  
なお、農林水産省ホームページから印刷することも可能です。

#### 第10 審査方法

- 1 提出された企画提案書について、審査基準及び審査項目（第11）に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。  
なお、契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第4号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。
- 2 審査については、非公開とする。
- 3 企画提案会  
書面審査で対応する。
  - (1) 企画提案書は、日本語で説明し、必要な情報は全て書面に書き込むこと。
  - (2) 企画提案書以外の補助資料の使用は不可とする。
- 4 企画提案書について審査員からの質問がある場合は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課担当職員（以下「担当職員」という。）から連絡をすることとする。

#### 第11 審査基準及び審査項目

企画提案書の審査に当たっては、事業内容の目的（第2の1）の達成について判断するため、事業を確実かつ効率的・効果的に実施できるか、また、事業内容の留意事項（第2の2）は反映されているかを踏まえて、次の項目について採点を行う。

- 1 実施体制の適格性（①安定性（組織の財政的基盤の安定性）、②透明性（運営の公開性、透明性の高さ））
- 2 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等（③専門性（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。）、④実績（過去に本事業と類似・関連事業の実績が十分にあるか。））

- 3 事業内容の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性（⑤整合性（現状の課題等を正確に把握し、事業内容の目的、趣旨と合致した提案内容になっているか。）、⑥具体性（目的達成のため具体的な事業実施内容か。））
- 4 実施方法の効率性（⑦計画性（事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか。））
- 5 経費配分の適正性（⑧綿密性（事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。）、⑨費用対効果（最小の経費で最大の効果を狙っているか。））
- 6 期待される成果（⑩主体性及び実現性（主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果を検証する仕組みになっているか。））
- 7 波及効果（⑪継続性及び発展性（単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性は見られるか、また、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。））
- 8 行政施策等との関連性（⑫行政施策等との連携及び相乗効果（和食文化保護・継承に関連する取組か。））
- 9 ワーク・ライフ・バランス等の推進（⑬ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、（2）次世代育成支援対策推進法、（3）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。）

## 第12 審査結果の通知

審査結果については、提出期限後、おおむね2週間以内に参加者に対し文書により通知することとする。

## 第13 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

## 第14 契約保証金の扱い

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

## 第15 委託費の支払い方法

- 1 委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。  
なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。
- 2 契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

## 第16 実績報告書等の提出

以下の（1）及び（2）を令和9年3月15日（月）までに担当職員に提出すること。また、本事業を終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、本事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を1部提出すること。

（1）事業実施報告書電子媒体（CD又はDVD）（公表用／詳細版） 1枚

（2）事業実施報告書冊子（詳細版） 2部

※納入する電子媒体は、ウィルスチェックを行い、ウィルスチェックに関する情報（ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日）を記載したラベルを添付して提出すること。

また、当該電子媒体に契約件名及び受託者名を表示（ケースは不可）すること。

## 第17 成果品（著作権等）の帰属等

本事業により取得した著作権は、農林水産省が承継するものとする。

## 第18 その他

不明な点については、第19の応募・照会窓口までお問い合わせ願いたい。

応募者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

## 第19 応募・照会窓口

### 【事業内容、応募要領全般について】

質問等がある場合は、別紙2の質問票に必要事項を記入の上、令和8年2月9日（月）12:00までに以下宛先に提出すること。

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（別館4階、ドア番号「別403」）

TEL：03-3502-8246

担当：小長谷、岡田、後藤

メールアドレス：syokubunka/atmark/maff.go.jp

\*スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

### 【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドア番号「本135」）

TEL：03-6744-7162

※受付曜日 月曜日～金曜日（行政機関の休日を除く。）

※受付時間 10:00～17:00

別紙1

評価項目一覧（提案要求事項）

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業

(1) 実施体制の適格性				
評価項目	評価基準	得点	提案書	頁番号
①安定性（組織の財政的基盤は安定しているか）	・事業責任者、十分な担当スタッフを有しているか。 ・財政状況は安定しているか。	5		
②透明性（運営の公開性、透明性は高いか）	・Webサイト等において事業者の事業内容等が適宜更新されているか。 ・財務状況が公開され、透明性が高いか。	5		
(2) 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等				
評価項目	評価基準	得点	提案書	頁番号
③専門性（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか）	・食文化の現状や課題に関して高い専門的知見を有しているか。	5		
④実績（過去に展示や情報発信事業などの類似・関連事業の実績が十分にあるか）	・本事業に類似した事業を実施したことがあるか。 ・複数回実施したことがあるか。	5		
(3) 事業内容の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性				
評価項目	評価基準	得点	提案書	頁番号
⑤整合性（現状の課題等を正確に把握し、事業内容の目的、趣旨と合致した提案内容になっているか）	・現状の課題等を正確に把握し、事業内容の目的、趣旨と合致した提案内容となっているか。 ・今後の展開につながる方向性が明確となっているか。	10		
⑥具体性（目的達成のため具体的な事業実施内容か）	・実施内容や方法が具体的であるか。	10		
(4) 実施方法の効率性				
評価項目	評価基準	得点	提案書	頁番号
⑦計画性（事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか）	・準備から事業実施、その後のフォローアップの期間等が妥当であるか。 ・バランスの良い計画となっているか。	10		

(5) 経費配分の適正性				
評価項目	評価基準		得点 配分	提案書 頁番号
(8)綿密性（事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか）				10
・事業内容に見合った経費配分となっているか。 ・精度の高い積算がなされているか。				
(9)費用対効果（最小の経費で最大の効果を狙っているか）				10
・効果的な内容となっているか。 ・経費に見合った取組の規模となっているか。				
(6) 期待される成果				
評価項目	評価基準		得点 配分	提案書 頁番号
(10)主体性及び実現性（主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果を検証する仕組みになっているか）				10
・目標が具体的で明確に設定されているか。 ・事業効果を検証できる仕組みが提案されているか。				
(7) 波及効果				
評価項目	評価基準		得点 配分	提案書 頁番号
(11)継続性及び発展性（単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性は見られるか、また、波及効果が期待できるか）				10
・企画の各要素が有機的に連携しているか。 ・事業効果の持続性があるか。 ・継続性が期待できるか。				
(8) 行政施策等との関連性				
評価項目	評価基準		得点 配分	提案書 頁番号
(12)行政施策等との連携及相乗効果（和食文化保護・継承に関連する取組か）				5
・他の関連する取組との連携が図られているか。 ・相乗効果が図られるような提案となっているか。				
(9) ワーク・ライフ・バランス等の推進				
評価項目	評価基準		得点 配分	提案書 頁番号
(13)男女共同参画等への取組状況				5
※ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下（(1)～(3)）の法令に基づく認定を受けているかで判断し、(1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。				

	<p>(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラチナえるぼし 5点 ※1</li> <li>・ エルぼし3段階目 4点 ※2</li> <li>・ エルぼし2段階目 3点 ※2</li> <li>・ エルぼし1段階目 2点 ※2</li> <li>・ 行動計画 1点 ※3</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る (計画期間が満了していない女性活躍推進法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラチナくるみん認定企業 5点 ※4</li> <li>・ クルミン認定企業（令和7年4月1日以降の基準）4点 ※5</li> <li>・ クルミン認定企業（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）3点 ※6</li> <li>・ トライくるみん認定企業（令和7年4月1日以降の基準） 3点 ※7</li> <li>・ クルミン認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 3点 ※8</li> <li>・ トライくるみん認定企業（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 3点 ※9</li> <li>・ クルミン認定企業（平成29年3月31日までの基準） 2点 ※10</li> <li>・ 行動計画（令和7年4月1日以降の基準） 1点 ※3、※11</li> </ul> <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定</p>	
--	--	--

	<p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※10の認定を除く。）</p> <p>※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定</p> <p>※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定</p> <p>※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの</p> <p>（3）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定</p> <p>・ユースエール認定企業 4点</p>	
--	--	--

		※12 (1) ~ (3) のうち複数の認定等に該当する場合は、 最も配点の高い区分により加点を行う		
--	--	---	--	--

別紙2

質問票

社名			
住所			
TEL		メール アドレス	
質問者			
質問に関する文書名及び頁			
質問内容			

(別紙様式第1-1号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業

○ 担当者

所属・役職

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

(別紙様式第1-2号) 共同事業体の場合

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

【共同事業体代表者】

住 所  
商号又は名称  
代表者役職氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書  
(共同事業体)

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業の企画競争に下記共同事業体として参加することを表明します。

また、契約候補者となった場合は、契約締結までに共同事業体の構成・運営等に関する協定書を作成し提出します。

なお、規約書等には、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載します。

記

1. 共同事業体名: \_\_\_\_\_

2. 共同事業体の構成員及び担当業務

	住所及び商号又は名称	分担業務
代表者		
構成員		
構成員		

## (別紙様式第2号)

## 令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業

区分	予算額	備考
1 人件費	円	A @ ○○○円 × **時間 = △△△円 B @ ○○○円 × **時間 = △△△円
2 業務経費		
（1）展示物運搬、加工、設置		○○○費 △△△円 ○○○費 △△△円 ※旅費、謝金等に係る経費を記載。
（2）特設サイト作成		
（3）コンテンツ作成		○○○費 △△△円 ○○○費 △△△円 ※会場費、資料印刷費等に係る経費を記載。
（4）イベントの実施		
3 一般管理費		
4 小計		
5 消費税（10%）		
6 合計		
計		

(注) ・再委託先の内訳を明記すること。

- ・必要に応じて、資料を添付すること。
- ・備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。
- ・一般管理費及び率等を経費として計上する場合は、一般管理費率は総事業費（再委託費を除く（精算時も同様とする。））の10%以内とする。なお、確定額については、委託事業に係る計画額（予算額）又は実支出額のいずれか低い額とする。また、委託契約書（案）第13条第1項ただし書きの規定は適用しない。
- ・人件費の算定については仕様書の別紙1「委託事業における人件費の算定等の適正化について」を参照すること。
- また、根拠となる資料を添付すること。
- ・消費税の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てで計算すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

(別紙様式第4号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

契 約 候 補 辞 退 届

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業に関する契約候補について、○○○○の理由により、辞退します。

## 電子メールを利用した書類の提出方法

### 1. 送信先

農林水産省大臣官房予算課契約班 宛

メールアドレス : nousui\_itakukeiyaku/atmark/maff.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。

### 2. 送信メールの件名

「整理番号・事業者名・○／○」としてください。

例：012345・○○○○○(株)・1／3

※ 整理番号は公示等に記載された番号を必ず記載してください。

※ ○／○は何分割の何番目のメールかを記載してください。(下記6参照)

### 3. メール本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載してください。

### 4. メール容量

本文を含め7MBです。(下記6参照)

### 5. 添付ファイルの形式及びファイル名

PDFファイルの電子データ形式で提出してください。

ファイル名は「整理番号・提出書類名・事業者名・○／○」としてください。

例1：012345・提案書・○○○○○(株)・1／3

例2：012345・企画提案書・○○○○○(株)・1／3

例3：012345・競争参加資格・○○○○○(株)・1／1

※ 複数の提出書類を一つのファイルにまとめないでください。

### 6. メール容量を超える場合の送信方法

7MBを超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1／1」や「1／3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。

※ 圧縮ファイルは使用しないでください。

### 7. 受信確認

メール受信後、翌日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信のメールが届かない場合には、1の送信先(電話の場合：03-6744-7162)に連絡してください。

## 仕様書

### 1. 件名

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業

### 2. 目的

2025年国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）を契機に高まった食文化発信の機運を一過性に終わらせないため、大阪・関西万博で活用された展示物を活用しつつ、食と命・環境のつながりを伝えるとともに、次世代への和食文化の継承を後押しすることが重要である。

本事業の実施にあたっては、大阪・関西万博で発信した「食への感謝」や「食文化継承」の理念を継続的に伝えていくため、大阪・関西万博で使用された象徴的な展示物を運搬・設置して、常設公開を通じて食と命・環境のつながりを発信、特設サイトを通じて誰もが学べる環境を整備するとともに、食と命・環境の理解促進と食材の特徴等を理解できるコンテンツを用意し、日常の行動へ結び付ける発信を展開することを目的とする。

### 3. 事業の実施期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

### 4. 業務内容

本事業において、以下（1）～（2）の業務を行うもの。また、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室（以下「食文化室」という。）担当職員（以下「監督職員」という。）の求めにより、適宜打合せを行うこと。

以下、（1）～（2）の業務は、監督職員との打ち合わせにより進めること。

（監督職員の定義）

「監督職員」とは、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めた職員であり、受託者の履行に関して、立会い、指示その他の適切な方法により監督を行うものとする。

また、受託者は、監督職員から監督に必要な委託事業実施計画書等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

#### （1）大阪・関西万博展示物及び食文化に関する情報発信業務

大阪・関西万博の展示物の農林水産省への移設を行い、以下の業務を行うこと。

なお、展示物の加工、展示、コンテンツの作成等に当たっては、必要に応じ有識者※の意見を聞くこと。

※有識者については食文化室と協議の上選定すること。

また、展示物や関連するコンテンツの権利関係については、当該権利所有者その他関係者に確認することも想定されるが、監督職員の指示に従うこと。

#### ①省内展示（展示物運搬、加工、設置等）

- 展示物「卵目玉焼き型ベンチ」、「量り造形・ディスプレイ・アイテム」、「吊り卵(100個)」及び「吊り魚(100匹)」及び「一食入魂」の書等を大阪府東大阪市今米2-2-21の倉庫等から搬出し、農林水産省別館1階に設置すること。
- 「卵目玉焼き型ベンチ」及び「量り造形・ディスプレイ・アイテム」の展示物は、安定して長期間床に置けるよう加工を施すこと。
- 「吊り卵」及び「吊り魚」等の展示物は、ショーケースに入れる等により実物を安定的に長期間展示できるようにするとともに、「吊り卵」や「吊り魚」については、写真・映像なども併せて展示

- することを想定しているが、監督職員の指示に従うこと。
- ・各展示物について、大阪・関西万博の展示物であることがわかるように展示すること。各展示物は、展示名、作成意図や展示物に込めた思いがわかるような展示とすること。
  - ・2027年国際園芸博覧会の開催に係る映像等も併せて用意し、展示すること。
  - ・各展示物には特設サイト（4（1）②）にアクセスできるQRコードを併せて展示すること。
  - ・展示に際して特に必要と認められる資材一式等について、監督職員と協議のうえ、調達すること。  
なお、資材一式の中に5万円以上の物品、その他反復使用に耐えうる物品が含まれる場合には、当該物品の取得金額を監督職員に報告し、監督職員が指定する物品について、農林水産省に返還すること。
  - ・大阪府東大阪市の倉庫からの搬出は令和8年3月中旬頃までに完了すること。
  - ・農林水産省への搬入の日時は監督職員と相談すること。
  - ・展示物の加工を行い、速やかに設置を完了すること。
  - ・展示物の規格（判明しているもの）については以下のとおり。  
「卵目玉焼き型ベンチ」（サイズ）W3,792mm×2,297mm×H450mm（重量）90kg  
「量り造形・ディスプレイ・アイテム」（サイズ）W700mm×D700mm×H870mm（重量）約55kg  
「吊り卵(100個)」（重量）1個10g

## ②特設サイト等による情報発信

### ア. 特設サイト作成

以下2つのウェブページを作成すること。

- ・食と命・環境に関するコンテンツを掲載するウェブページ
- ・食文化に関するコンテンツを掲載するウェブページ

具体的には（ア）～（ウ）の取組を実施すること。

- （ア）ランディングページのデザイン・レイアウトの企画・作成【令和8年6月末までに作成】
- （イ）個別ページのデザイン・レイアウトの企画・作成【令和8年6月末までに作成】
- （ウ）更新操作マニュアルの作成【令和8年6月末までに作成】

ウェブページとして表示した際に、以下の事項を搭載し、他に必要と思われる内容があれば搭載すること。

- ・作業の手順、具体的な手法、デザイン等については監督職員と協議しながら決定すること。なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は、必要に応じ業務打合せ記録簿を作成し、監督職員と相互に確認するものとする。
- ・展示物の名前を記載する等、閲覧者が活用しやすいように工夫をしてデザインを制作すること。
- ・作成するウェブページは、HTML形式で作成すること。当省ウェブサイトでは、株式会社ジー・サーチ社製WebコアCMSを当省用にカスタマイズして使用しているため、デザインしたページが問題なくカスタマイズされた当該CMSに取り込めるかをテストし、当省ウェブサイト管理者の承認を得てからページの作成等を行うこと。
- ・作成するウェブページは、アクセス数の向上に貢献するデザインとし、スマートフォンやタブレットでの閲覧にも対応する画面構成にすること。
- ・作成するウェブページは、高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格（JIS X8341-3）に準拠したものとすること。コンテンツのHTML化に際しては、監督職員から提供するテンプレート（XHTML1.0 + CSS2.0）のデザインに従うこと（HTML5に追加されたタグは使用しない。ただしCSS3は使用可能）。
- ・提供するテンプレートがフルスタイル（XHTML1.0 + CSS2.0）にて実現されていることから、テ

一ブルタグを利用したデザインを避け、極力フルスタイルの環境で行うこと。

- ・データを納品する前に、 XHTML、CSS 及びアクセシビリティの各チェックを行うこと。なお、実施に当たっては、下記のチェックツールを用いること。

- i XHTML 検証 <http://validator.w3.org/>
- ii CSS 検証 <http://jigsaw.w3.org/css-validator/>
- iii アクセシビリティ検証

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/michecker.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html)

- ・画像の形式は GIF、JPEG (JPG)、PNG とする (SVG は不可)。また画像の横幅は 960px 以内を順守する (縦幅は基本的に制限なし)。
- ・PDF 形式の使用は例外として必要最低限とする。
- ・更新操作マニュアルの作成に当たっては、本業務で改修した内容を踏まえ、監督職員が更新作業を行うための具体的手順を記したものを作成すること。ウェブサイト作成の知見がない者が扱うことを想定し、専門用語を極力使用せず、簡単な操作で実施できる内容とする。
- ・成果物は、データ (HTML ファイル及びそれに関連する CSS ファイル、画像ファイル) の形で担当部署に提出すること。

#### イ. コンテンツの作成

##### (ア) 展示物に関するコンテンツ作成

- ・展示物の画像とともに、作成意図や展示物に込めた思い等についてまとめたコンテンツを作成すること。作成に当たっては、有識者の意見を聞くこと。

##### (イ) 食文化に関するコンテンツ作成

###### i. 食文化に関する情報発信

食文化（「食への感謝」、「食文化継承」等）や食と健康との関係性等について、視聴者の興味をひくような動画や記事を作成すること。動画の媒体は、YouTube で利用可能であるもの(mp4)を基本とすること。

###### ii. 食と命・環境のつながり、食文化に関する実態状況や食と健康との関係性に関する調査

効果測定のため食と命・環境と食文化に関する調査、食と健康との関係性に係る学術的知見に関する調査のデータを提出すること。実施にあたっては、過去に食文化室で行った調査等も参考にすること。

#### ③食と命・環境と食文化に関するイベントの実施

- ・食と命・環境の理解促進、食・食文化に関する普及啓発を目的としたイベントを企画・開催し、事業者や消費者等の参加者の行動変容を促すものにすること。
- ・当該イベントは、事業者や消費者等を対象に、食と健康との関係性等に着目したシンポジウム形式とし、100名規模の集客を想定し、会場を借りて実施すること。

※その他、効果的な取組があれば併せて提案すること。

- ・開催時期、具体的な開催場所は、監督職員と協議の上、決定すること。
- ・SNS (Facebook、Instagram、X) 等のメディアを活用し、集客等を行うこと。
- ・本イベントの紹介記事（チラシ）を制作すること。
- ・本イベントは撮影等を行い、画像等を整理すること。

#### (2) 報告書の作成

受託者は、令和9年3月15日（月）までに、成果物として報告書を食文化室に提出すること。

①報告書冊子（詳細版） 2部

②報告書電子媒体（公表用/詳細版） 1枚

※報告書中に使用した一切の画像データについては、JPG ファイルもしくは PNG ファイルで別途納入すること。

※納入する電磁的記録媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼付して提出すること。

## 5. 成果物の提出

・受託者は、令和9年3月15日（月）までに、成果物として、4（2）で作成した報告書冊子2部および報告書電子媒体を収めたDVD-R 1部を、食文化室に提出すること。なお、コンテンツの提出方法については、展示手法が決定した際に改めて指示する。

※納入する電磁的記録媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼付して提出すること。

・本事業で得られた成果は農林水産省に帰属する。

## 6. 事業実績報告

受託者は、本事業を終了したとき（本事業を中止したときを含む。）は、委託事業実績報告書1部を令和9年3月15日（月）までに食文化室（別館4階 ドアNo.別403）へ提出すること。

## 7. その他

- (1) 受託者は、調査の進行状況等の定期報告を行うほか、監督職員の求めに応じて実施状況及び進捗状況等について擦り合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の使用及びその情報（個人情報を含む。）を外部に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本事業を優先して行える担当者を置くこと。
- (4) 受託者は、政府の方針等により変更の必要性が生じた場合には、迅速・柔軟に対応すること。
- (5) 一括して委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること並びに総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務の再委託は禁止する。
- (6) この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合が50パーセント以内の業務とする。
- (7) 受託者は、事業の実施に当たって再委託を行う場合は、事前に発注者と協議を行い、承認を得ない限り再委託を行ってはならない。
- (8) 本業務の過程で作成された資料（電子媒体含む。）に関しての著作権の取扱いは、次に定めるところによること。
  - ① 受託者は、当該委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権及び著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号））を行使しないものとする。
  - ② 受託者が既に保有している著作権は上記①の譲渡対象から除くものとする。ただし、本事業において作成したコンテンツは農林水産省（農林水産省が第三者に利用させる場合を含む。）が本事業に関し、自由に何らかの制限を受けることなく無償で利用することができるものとする。
- (9) 受託者は、第三者が権利を有する著作物を利用する場合は、原著作者の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

- (10) 受託者は、委託者が成果物を活用する場合及び委託者が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置すること。それ以外の利用に当たっては、委託者は受託者と協議の上、その利用の取り決めをする。
- (11) 受託者は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (12) 事業の目的を達成するために、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は事業の内容を変更する必要が生じたときは、委託者と受託者が協議を行うものとし、受託者は委託者の希望に対し可能な限り柔軟に対応すること。
- (13) 本事業における人件費の算定に当たっては、別紙1の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (14) 本事業の実施にあたり対象となる経費は別紙2の「主な対象経費」に掲げるものとする。
- (15) 仕様書に定める以外の事項等については、監督職員と適宜協議を行いながら進めること。
- (16) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。共同事業体を構成する場合は、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとし、代表者は、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされた者であること。代表者を除く他の構成員については、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有している者であること。
- また、代表者は企画競争参加表明書（共同事業体）を提出し、共同事業体として本企画競争に参加し、候補者となった場合は、共同事業体の業務分担、実施体制等について明確にした結成・運営等に関する協定書（又はこれに準ずる書類）等を契約締結前までに提出する必要がある。
- なお、共同事業体に参加する者は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
- (17) 受託者は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する以下の環境関係法令を遵守するものとする。
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
  - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
  - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- (18) 受託者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した/努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～ウの各項目について、一つ以上「実施した/努めた」にチェックを入れること。
- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- イ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- ウ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- (19) 受託者は、別紙3「ウェブサイト構築等に係る情報セキュリティの確保のための基本仕様」及び別紙4「農林水産省の広報に関するガイドライン」の規定を遵守すること。

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～ウの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、  
その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

ウ　臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

## 委託事業における人件費の算定等の適正化について

### 1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

#### ※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、委託先において賃金改定をした場合であって、実施中の委託事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途委託先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、委託先との協議は、履行期限まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

## ※ 2 直接作業時間数

### ① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

### ② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

（2）一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (1 \text{ 月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

## 2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下2.において同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

### ○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。

イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。

ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書

及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

#### ＜受託単価による算定方法＞

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

### 3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

#### ＜実績単価の算定方法＞

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の  
人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手

当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間に係る営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

#### ○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{委託先が負担する（した）（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

#### ○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

##### （1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

##### （2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における

時間外の従事時間数の合計

#### 4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

#### 5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

##### 【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課			役職 ○○○○			氏名 ○○ ○○			時間外手当支給対象者か否か											
時 日	0	…	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1				↔	↔			↔	↔											A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ
2				↔	↔			↔	↔	↔										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ
3				↔	↔			↔	↔	↔										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備
4				↔	↔															A(9.5h)○○調査現地調査
5				↔	↔			↔	↔											A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
…																				
30																				
31																				
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業			合計	A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まと

めて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。)。

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
  - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
  - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。

- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合は、本通知を適用する。

#### 附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和8年1月19日付け7予第1942号）

（施行期日）

1 この通知は、令和8年1月19日から施行する。

（経過措置）

2 この通知の施行前に、この通知による改正前の委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている委託事業における人件費の算定については、この通知による改正前の人件費通知の規定を適用することができる。

## 主な対象経費

区分	区分の内訳	内容	経費の算出の考え方	証拠書類の例
I 人件費（賃金）	人件費 賃金	委託事業に従事する者の作業（実績）時間に対する経費	当該委託事業に直接従事する者の直接作業に要する時間に對して支給される給与及び諸手当等であり、仕様書等で示す、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付22経第961号大臣官房経理課長）に基づいて算出すること。	・業務（作業）日誌 ・賃金（給与）台帳 ・支払伝票 ・機関の給与規程、賃金規程
II 事業費	旅費	委託事業を行うために直接必要な国内出張及び海外出張に係る経費	経費の算出にあたっては、受託者の内部規程等に基づいて算出することとし、内部規程等が定められていない場合は、「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること。また、受託者は、当該業務に係る出張であることが明確に判断できるよう関係書類を整理すること。	・内部規程等 ・旅費計算書 ・支払伝票 ・復命書等
	会議費	委託事業を行うために直接必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及びお茶代等）	会場の設定等にあたっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰にならないよう、必要最小限とすること。	・請求書 ・会議の概要に関する書類 ・支払伝票
	謝金	委託事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）	経費の算出にあたっては、仕様書等において謝金単価等が定められている場合はそれによることとし、定めがない場合は受託者の内部規程等によること。	・支出伝票 ・受託者の内部規程等
	借料及び損料	委託事業を行うために直接必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費	機械器具等のリース・レンタルに要する経費は、以下の考え方に基づき当該業務期間中のリース等に要する経費のみ計上すること。 ・リース契約等による物品の調達を検討する際は、リース及びレンタルの両方の可能性について比較検討する。 ・リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、法定耐用年数以上とするなど合理的な基準に基づいて設定すること。	・納品書、請求書 ・リース等契約書 ・支払伝票
III 再委託費	消耗品費	委託事業を行うために直接必要な物品であって備品費に属さないものの購入に要する経費	消耗品費として計上できる経費は、当該業務にのみ使用するものであること。 例) ・分析用資材 ・試薬品 ・燃料 ・市販のソフトウェア等 例外) 複数年に渡って実施する継続事業において、翌年度に使用する物品の購入は原則認められませんが、翌年度の契約締結後に購入するのでは、事業そのものに支障を来すなど事業と直接的な関連性が認められるものは、その理由を明確にしたうえで購入することができる。	・納品書、請求書 ・支払伝票
	印刷製本費	委託事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	計上する経費は当該業務期間中に使用する部数又は仕様書等により指定された部数のみとすること。	・印刷製本仕様書 ・配布先一覧 ・納品書、請求書 ・支払伝票
	雜役費 または その他経費	委託事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないものの例) ・通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） ・光熱水料（電気、水道、ガス。大規模な研究施設等で、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） ・翻訳通訳、速記費用 ・文献購入費、法定検査、検定料等	通信運搬費は、当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上し、当該業務に直接必要であることを証明すること。 その他雜役費として、当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（再委託する業務を除く）に係る経費を計上すること。	・納品書、請求書 ・支払伝票
IV 一般管理費		当該事業の一部を他の第三者に行わせる（委託する）ために必要な経費	当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行うことが効率的でない業務を他者へ委託して行わせるために必要な経費を計上すること。	・委託契約書 ・請求書 ・支払伝票
V 消費税相当額		委託事業を行うために必要な経費に係る消費税及び地方消費税の額	一般管理費は原則、農林水産省が定める率を使用することとし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。	・納品書、請求書 ・支払伝票 ・支出計算書（按分の積算根拠）

## ウェブサイト構築等に係る情報セキュリティの確保のための基本仕様

### I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。  
なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。
- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

### II 応札者に関する情報の提供

- 1 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。  
なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（○○国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。
- 2 応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）
  - (1) ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等
  - (2) プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等
  - (3) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が3に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書
  - (4) MS認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

### III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。なお、応札者は、以下の措置を講じることを証明する資料を提出すること。
  - (1) 本業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。

- (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
  - (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者を示した管理体制図を提出すること）。
  - (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。
  - (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
  - (6) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
  - (7) 情報セキュリティインシデントが発生した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れ可能であること。
  - (8) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
  - (9) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物（本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。）の機器等を本業務に用いないこと。
- 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。
- 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

#### IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能設定に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。
- (1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。
    - ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

- イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。
- (ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能
- (イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能
- (ウ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能
- (エ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
- (オ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
- 2 受託者は、本業務において情報システムの設定を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。
- (1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
- ア 主体認証機能
- イ アクセス制御機能
- ウ 権限管理機能
- エ 識別コード・主体認証情報の付与管理
- オ ログの取得・管理
- カ 暗号化機能・電子署名機能
- キ 暗号化・電子署名に係る管理
- ク ソフトウェアに関する脆(せい)弱性等対策
- ケ 不正プログラム対策
- コ サービス不能攻撃対策
- サ 標的型攻撃対策
- シ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定
- ス 政府ドメイン名(go.jp)の使用
- セ 不正なウェブサイトへの誘導防止
- ソ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知
- (2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。
- イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。
- ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。
- 3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。
- 4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。
- (1) 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- (2) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法

- (3) 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
  - (4) 運用中の情報システムに脆（ぜい）弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
  - (5) 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
  - (6) 情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
- (1) 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
  - (2) 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
  - (3) 情報セキュリティインシデント（可能性がある事象を含む。以下同じ。）を認知した際の対処方法の確立
- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
- (1) 監視するイベントの種類
  - (2) 監視体制
  - (3) 監視状況の報告手順
  - (4) 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
  - (5) 監視運用における情報の取扱い（機密性の確保）
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆（ぜい）弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆（ぜい）弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
- (1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
  - (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

## V クラウドサービス等外部サービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、本業務において、クラウドサービス等外部サービスを活用する場合には、外部サービス毎に以下の措置を講じること。また、当該外部サービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該外部サービスに対して、VIIIの措置を講じること。

### 1 外部サービス条件

- (1) 外部サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域（リージョン）が国内であること。
  - (2) 外部サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
  - (3) クラウドサービスの場合、ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- 2 ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスであること。
- 3 ISMAP クラウドサービスリストに登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAP の管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標（3桁の番号で表現される項目）及び末尾にBが付された詳細管理策（4桁の番号で表現される項目）を原則として全て満たしていること。
- 4 クラウドサービス以外の外部サービスの場合は、以下の措置を講じること。
- (1) 外部サービスの利用を通じて農林水産省が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止。
  - (2) 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること）。
  - (3) 外部サービス提供者の資本関係・役員等の情報、外部サービスの提供が行われる施設等の場所、外部サービス提供に従事する者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
  - (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。
  - (5) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。
  - (6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。
  - (7) 外部サービス提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について外部サービス提供者と合意し、定められた手順により情報を取り扱うこと。

## VI Web システム／Web アプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Web システム／Web アプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Web システム／Web アプリケーションセキュリティ要件書 Ver. 4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

## VII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約（クラウドサービスを含む。以下同じ。）に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

### Ⅷ 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託（再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者に委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。）する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2及びⅢの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れ可能であること。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

### Ⅸ 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅴの4(2)、4(3)において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあっては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあっては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

### X 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ及びⅧに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

## 農林水産省の広報に関するガイドライン

平成 27 年 10 月 1 日制定  
平成 28 年 12 月 9 日改正  
令和 2 年 1 月 10 日改正  
令和 6 年 4 月 1 日改正

### 1 目的

このガイドラインは、農林水産省が、広報物等の企画、制作又は発信のために外部に委託する事業又は発注する業務（以下「広報事業等」という。）において、受託者又は受注者（以下「受託者等」という。）が遵守する事項を規定することにより、広報の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 対象

このガイドラインの対象となる広報物等は、各種媒体への広告、看板、垂れ幕、Web サイト、ソーシャルメディア、動画、広報誌・情報誌、ポスター、パンフレット・リーフレット、ちらし、その他広報を目的として企画、制作又は発信するものとする。

### 3 受託者等が遵守する事項

広報事業等の受託者等は、以下の各事項を遵守すること。

#### （1）著作権等の取扱いに関する事項

著作権等の取扱いについては、以下のとおりとする。ただし、下記イからエについて、写真等（動画については引用映像も含む。）の使用が見込まれる印刷物又は動画（以下「印刷物等」という。）について適用するものとし、当該印刷物等について、第三者が権利を有する写真等の素材が使われることが想定される場合の使用期間並びに当該印刷物等のインターネット配信等を行う場合の利用期間及び利用手段については、広報事業等の仕様書において、別に定めるところによるものとする。

ア 受託者等は、広報事業等によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

イ 受託者等は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して、費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

ウ 受託者等は、農林水産省が第三者が権利を有する著作物を含む納入成果品を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させ

るときは、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、農林水産省は受託者等と協議してその利用の取決めをするものとする。

エ 広報事業等に係る契約に基づく作業に關し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責めに帰すときを除き、受託者等は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は、係る紛争等の事実を知ったときは、受託者等に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者等に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

## (2) 表現内容等に関する事項

受託者等は、広報物等において、

- ① 法令に抵触する行為を容認していると受け取られるような表現内容
- ② 法令に抵触する事業活動や宣伝等を行っている事業者又はその事業者が販売する商品やサービスを好意的に紹介するような表現内容
- ③ 農林水産省の施策の推進に反するような表現内容
- ④ 著名人※を起用する場合、当該著名人又はその者が属する組織による不適切な発言や発信

がないか、出稿前に確認を行うこと。その際、別表1の1の右欄に掲げる事項については特に注意すること。

※ 「著名人」とは、芸能人、タレント、有名人、学者、インフルエンサー等、その呼称を問わず、発信力の高さを理由に起用する者のこと。

## (3) 海外向けに作成する広報物等に関する事項

受託者等は、海外向けに企画、制作又は発信される広報物等については、別表1の2の右欄に掲げる事項について特に注意すること。また、外国語の広報物等を作成する際の日本語からの翻訳については、誤訳を防止するため、必要に応じネイティブによるチェックを行うなど適切に対応すること。

## (4) ロゴ等に関する事項

受託者等は、広報事業等において、広報物等にロゴ等を用いる場合、別表1の3の右欄に掲げる事項を遵守するとともに、作成した当該広報物等について、当該広報事業等を担当する農林水産省職員の確認を受けること。

## (5) 農林水産省Webサイトへの掲載に関する事項

農林水産省Webサイト内に、広報事業等において作成したコンテンツを掲載する場合については、以下のとおりとする。

ア 受託者等は、広報事業等に係る契約後に別途提供する各種マニュアルの記載事項を遵守するとともに、別表1の4の右欄に掲げる事項については特に注

意すること。

イ 受託者等は、コンテンツ作成の作業開始前に、当該広報事業等を担当する農林水産省職員及び別表2に掲げる農林水産省の各機関におけるWebサイト管理者（ウェブマスター）と、作成するコンテンツの仕様について協議を行うとともに、コンテンツ・マネジメント・システムへの適否を判断できるテストページ（数ページ）を作成し、同管理者によるテストページの承認を得てから、コンテンツの作成作業を開始すること。

#### 4 その他

3の各事項について疑義のある場合は、受託者等は、当該広報事業等を担当する農林水産省職員の指示に従うこと。

別表1

項目	特に注意が必要な事項
1 表現内容に関する事項（ガイドライン本文3の（2）関連）	「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）第9条第2項に基づく耳標を着けていない牛の写真やイラストの掲載
2 海外向けに作成する広報物等に関する事項（ガイドライン本文3の（3）関連）	(1) 広報物等に日本地図を掲載する場合における北方領土、竹島、尖閣諸島を含む我が国の領土の正しい記載 (2) インターネット上の地図情報提供サービスを利用する場合等においては「日本海」（Sea of Japan又はJapan Sea）の呼称の使用 (3) 広報物等における国名及び国旗の記載に当たっては、外務省Webサイトの情報（ <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html</a> ）を参考にすること。
3 ロゴ等に関する事項（ガイドライン本文3の（4）関連）	(1) 広報物等において農林水産省ロゴを用いる場合には、農林水産省が別途提供する「VISUAL IDENTITY GUIDELINES」及び「VISUAL IDENTITY GUIDELINES DIGITAL版」の規定を遵守すること。 (2) 我が国から海外に向けた発信の機会となる見本市、展示会等における広報物等に使用するロゴについて、その政策目的に応じた「ジャパンマーク」を積極的に使用すること。
4 農林水産省Webサイトへの掲載に関する事項（ガイドライン本文3の（5）関連）	(1) 制作するコンテンツについては、高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格（JIS X8341-3）に準拠したものとすること。 (2) コンテンツのHTML化に際しては、専門知識のない職員でも編集が可能となるよう、提供するテンプレート（XHTML1.0+CSS2.0）のデザインに従うこと。また、提供するテンプレートがフルスタイル（XHTML1.0+CSS2.0）にて実現されていることから、テーブルタグを利用したデザインをできるだけ避け、フルスタイルの環境で行うこと。 (3) スマートフォンやタブレットでの閲覧者に配慮した画面構成とすること。 (4) コンテンツを掲載する前に、XHTML、CSS及びアクセシビリティの各チェックを行うこと。なお、実施に当たっては、下記のチェックツールを用いること。 ア XHTML検証 <a href="https://validator.w3.org/">https://validator.w3.org/</a> イ CSS検証 <a href="https://jigsaw.w3.org/css-validator/">https://jigsaw.w3.org/css-validator/</a>

	<p>ウ アクセシビリティ検証  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html</a></p>
--	--

別表2

	Web サイト	URL
本省等	農林水産省本省 林野庁 水産庁 農林水産技術会議事務局	<a href="https://www.maff.go.jp/">https://www.maff.go.jp/</a> <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/">https://www.rinya.maff.go.jp/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/">https://www.jfa.maff.go.jp/</a> <a href="https://www.affrc.maff.go.jp/">https://www.affrc.maff.go.jp/</a>
地	北海道農政事務所	<a href="https://www.maff.go.jp/hokkaido/">https://www.maff.go.jp/hokkaido/</a>
方	東北農政局	<a href="https://www.maff.go.jp/tohoku/">https://www.maff.go.jp/tohoku/</a>
農	関東農政局	<a href="https://www.maff.go.jp/kanto/">https://www.maff.go.jp/kanto/</a>
政	北陸農政局	<a href="https://www.maff.go.jp/hokuriku/">https://www.maff.go.jp/hokuriku/</a>
局	東海農政局	<a href="https://www.maff.go.jp/tokai/">https://www.maff.go.jp/tokai/</a>
等	近畿農政局	<a href="https://www.maff.go.jp/kinki/">https://www.maff.go.jp/kinki/</a>
	中国四国農政局	<a href="https://www.maff.go.jp/chushi/">https://www.maff.go.jp/chushi/</a>
	九州農政局	<a href="https://www.maff.go.jp/kyusyu/">https://www.maff.go.jp/kyusyu/</a>
森	北海道森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/">https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/</a>
林	東北森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/">https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/</a>
管	関東森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/">https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/</a>
理	中部森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/">https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/</a>
局	近畿中国森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/">https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/</a>
	四国森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/">https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/</a>
	九州森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/">https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/</a>
漁業調整事務所	北海道漁業調整事務所 仙台漁業調整事務所 新潟漁業調整事務所 境港漁業調整事務所 瀬戸内海漁業調整事務所 九州漁業調整事務所	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/">https://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/sendai/">https://www.jfa.maff.go.jp/sendai/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/niigata/">https://www.jfa.maff.go.jp/niigata/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/">https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/">https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/">https://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/</a>
その他	農林水産政策研究所 動物医薬品検査所 動物検疫所 植物防疫所	<a href="https://www.maff.go.jp/primaff/">https://www.maff.go.jp/primaff/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/nval/">https://www.maff.go.jp/nval/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/aqs/">https://www.maff.go.jp/aqs/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/pps/">https://www.maff.go.jp/pps/</a>

## 委託契約書（案）

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 亘（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

### 【契約の相手方が共同事業体の場合】

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 亘（以下「甲」という。）と■■共同事業体（以下「乙」という。）の構成員を代表する法人□□□□代表●●は、令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

#### （実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- (1) 委託事業名 令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業
- (2) 委託事業の内容及び経費 別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月15日

#### （委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

#### （委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- （注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

- 2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

#### （契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

#### （再委託の制限）

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この委託事業の達成のため委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託承認申請書（別紙様式第2号）に必要事項を記載して甲の承認を得なければなら

ない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。

- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。  
ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならぬ。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

#### （再委託の制限の例外）

第6条 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再委託する業務が次の各号に該当する場合、乙は、委託事業の主たる部分及び再委託比率が50パーセントを超える業務を委任し、又は請け負わせることが出来るものとする。

- (1) 再委託する業務が海外で行われる場合
  - (2) 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
  - (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
- 2 前項の再委託がある場合において、再委託比率は、当該再委託の金額を全ての再委託の金額及び委託費の限度額から減算して計算した率とする。

#### （監督）

第7条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させができるものとする。

- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

#### （実績報告）

第8条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第3号）

を甲に提出するものとする。

#### (検査)

第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

#### (委託費の額の確定)

第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

#### (委託費の支払)

第11条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書（別紙様式第4号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

ただし、乙が委託事業実績報告書（別紙様式第3号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第4号）を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

#### (過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第10条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

#### (委託事業の中止等)

第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となつたときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第5号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

#### (計画変更の承認)

第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認

申請書（別紙様式第6号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における30パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

#### （契約の解除等）

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなつたときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

#### （違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

（1）前条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

#### （談合等の不正行為に係る解除）

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行つたとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

（2）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

#### （談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定に

による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、入札（又は見積）心得第3条（公正な入札（又は見積）の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### （属性要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### （行為要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、第19条の各号及び第20条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
- 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は

自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

#### (著作権等の利用)

第26条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

#### (委託事業の調査)

第27条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

#### (帳簿等)

第28条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

#### (旅費及び賃金)

第29条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

#### (秘密の保持等)

第30条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

第31条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第32条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第33条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

第34条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

（再委託の条件）

第35条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第31条から第34条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

（疑義の解決）

第36条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者（甲）　　東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
　　支出負担行為担当官  
　　農林水産省大臣官房参事官（経理）  
　　須田　瓦

受託者（乙）　　住　所  
　　氏　名

（注）電子契約書以外の場合は、甲乙それぞれ押印が必要。

## 委託事業計画書

## 1 事業内容

## ア 事業実施方針

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、事業を実施する。

## イ 事業内容

仕様書のとおり。

## ウ 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月15日

## エ 担当者

## オ 報告の方法

仕様書のとおり。

## 2 収支予算

## 収入の部

区分	予算額	備考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額○○円
計		

## 支出の部

区分	予算額	備考
計		

（注）備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

一般管理費を経費として計上する場合は、原則、人件費及び事業費（再委託費を除く）の10%以内とし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。

## 3 再委託先等

氏名又は名称	住所	業務の範囲	必要性及び契約金額

（注）再委託先名及び金額が記載されている提案書が当該委託事業の仕様書として採用された場合に限る。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

4 構成員の事業計画

ア 担当事業名	イ 構成員名		ウ 構成員の事業内容
	住所		委託限度額： 円
	名称		
	住所		委託限度額： 円
	名称		
	住所		委託限度額： 円
	名称		

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第2号)

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業再委託承認申請書

番号  
年月日

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)  
住所  
氏名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条第2項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託金額
- 5 個人情報の取扱いに関する事項
- 6 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託金額（限度額を含む。）を特定できない事情がある場合には、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託金額が決定した場合には、当該事項をこの書類に準じて、報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は再委託金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙様式第3号)

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業実績報告書

番号  
年月日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

官署支出官

農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

（受託者）

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第8条の規定により、その実績を報告します。

（なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。）

記

1 事業の実施状況

- ア 事業内容
- イ 事業実施期間
- ウ 担当者
- エ 事業の成果（又はその概略）
- オ 事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額○○円
計					

支出の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

（注） 備考欄には、精算の内訳を記載すること。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

3 構成員の実績

ア 担当事業名	イ 構成員名	ウ 構成員の事業内容
	住所	
	名称	実績額： 円
	住所	
	名称	実績額： 円
	住所	
	名称	実績額： 円

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第4号)

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業委託費概算払・精算払 請求書

番 号  
年 月 日

官署支出官  
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業について、下記により、委託費  
金 円也を、 概算払・精算払 により支払されたく請求します。

記

区分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第5号)

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業中止(廃止)申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況
  - ア 事業について
  - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃 止)に伴う 不 用 額	備 考

- 3 中止(廃止)後の措置
  - ア 事業について
  - イ 経費について
  - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定金額	算 出 基 础 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第6号)

令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和7年度2025年国際博覧会展示物活用食文化継承発信委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第14条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。